

中能登町定住促進奨励金

町内に住宅を取得（**新築又は購入**）し定住する方に、最大100万円の奨励金が交付されます。

以下の場合には対象となりません。（詳しくはお問合せください。）

※住宅の**賃貸**又は**増築、改修**は対象となりません。

※在住者で既存の世帯から独立を目的としない、単に転居及び建替え等のために住宅を取得した方は対象となりません。（ただし、賃貸住宅に入居していた方は対象となります。）

※**相続による取得、贈与による取得**又は**対価を伴わない取得**は対象となりません。

○交付金額

【町外から転入された世帯】

対象者	新築住宅	中古住宅
・ 45歳未満の単身世帯	50万円	25万円
・ " 家族世帯	60万円	30万円
・ 45歳以上の単身世帯	25万円	10万円
・ " 家族世帯	30万円	15万円

《子育て応援加算》

新築または中古住宅取得日の段階で、義務教育以下の子どもが転入し同居している場合、子育て応援加算が追加されます。

・ 対象者	義務教育以下の子ども		
	2人目まで	1人につき	20万円
	3人目以降	"	10万円

※条件：①転入前後、1年以内に住宅を取得すること。

②申請は、転入後1年以内とする。

③子育て応援加算は、転入日の翌日以後に出生等をした子供を除く。

④Uターン者は転出期間が2年を超えていること。

【中能登町にお住いの世帯】

対象者	新築住宅	中古住宅
・ 45歳未満の単身世帯	20万円	10万円
・ " 家族世帯	30万円	15万円
・ 45歳以上の単身世帯	10万円	10万円
・ " 家族世帯	15万円	10万円

※条件：①現在お住いの同一敷地外に住宅を取得すること。

②原則、世帯全員の転居や建て替え等による場合は除く。

③申請は、住宅取得後1年以内とする。

【町内建築業者と契約し新築された世帯】

・ 新築住宅建築工事費の2.5%に相当する額で、最大50万円まで。

以上の条件に適応した**合計額は100万円を限度**とします。

— 総務庁舎企画課（74-2806）まで、お問い合わせください —

【必要書類】

- ① 中能登町定住促進奨励金交付申請書
- ② 中能登町移住・転入アンケート（中能登町に住んでいたことがない方）
- ③ 住民票（入居者全員のもの）
- ④ 戸籍の附票
（ただし、転出者が再転入した場合に、その転出期間が2年を超える場合）
- ⑤ 建物全部事項証明書の写し
（所有権保存登記がされていない場合は、住宅用家屋証明書）
- ⑥ 土地全部事項証明書の写し（所有権保存登記がなされた場合）
- ⑦ 建築基準法に基づく検査済証の写し（新築の場合）
- ⑧ 住宅取得に要した費用を明らかにできる書類の写し
（売買契約、工事請負契約書、領収書、又はこれに準じるものの写し）
- ⑨ 住宅位置図、配置図、建物立面図及び建物間取図等

【要件の定義】

- 1) 奨励金の年齢及び転入又は在住の要件者は建物名義人とし、共有名義の場合は持分の一番多い者とする。なお、共有名義で持分が同一の場合は優位な条件の者とする。
- 2) 奨励金の年齢要件の基準日は、住宅取得日とする。住宅取得日とは、建物所有権登記がなされた場合はその登記完了日とし、建物登記がなされない場合は建物の完成引渡し日とする。
- 3) 子育て応援加算は、新居住宅地へ住所を定めた日において、住民票に記載された義務教育以下の子どもを対象とし、その翌日以後に出生等した子どもは対象とならない。

以前に「ウェルカム定住奨励金」または現行の「定住促進奨励金」を交付された世帯は対象となりません。

— 総務庁舎企画課（74-2806）まで、お問い合わせください —